

区域外・校区外就学許可基準（令和3年度～）

区域外・校区外就学を希望する場合の、許可基準（許可可能な事由）については、次のとおりとする。

| | | 事 由 | 期 間 | 添付書類 |
|------------------|----|--|---|--|
| 転 居 | 1 | 学期途中の転居の場合 | 学期終了まで | |
| | 2 | 最終学年者の転居の場合 | 卒業まで | |
| | 3 | 上記2の弟・妹について（卒業該当者が卒業するまで） | 学年末まで | |
| | 4 | 一時的な転居（住宅の建替え、改築等による場合） | 元の住所に居住するまで | 転居日を証する書類 （下記のいずれか） ・建築確認申請書 ・建築請負契約書 ・家屋売買契約書 ・家屋賃貸契約書 ・その他転居を証する書類 |
| | 5 | 自宅の新築または転居が確定しており、転居予定地の学校へ入学（転学）を希望するとき | 転居予定地に居住するまで | |
| | 6 | 公共事業により強制移転等を受けた場合 | 卒業まで | |
| 家 庭 事 情 | 7 | 親の勤務先地区の指定学校への希望の場合 | 学年末まで。 継続の場合は、学年末に更新手続きが必要 | ・保護者の就労証明書 または営業（自営）を証する書類 |
| | 8 | 帰宅後養育する祖父母宅等の指定学校に希望の場合 （児童クラブ等の利用が可能な場合を除く。） | 小学生に限る。 学年末まで。 継続の場合は、学年末に更新手続きが必要。 | ・保護者の就労証明書 または営業（自営）を証する書類 ・祖父母などからの預かり承諾書 |
| | 9 | 保護者が病気療養等により他の家庭に保護されている場合 | 必要な期間 | |
| そ の 他 | 10 | 指定学校外の支援学級に入級を希望する場合 | 必要な期間 | 就学支援委員会の判定結果 保護者同意書の写し |
| | 11 | 心身上の理由により、指導上配慮を要すると認められる場合 | 必要な期間 | 学校長の意見書 または医師の診断書 |
| | 12 | 校区境付近で、通学距離が短くなり安全に通学することができる場合 | 卒業まで | |
| | 13 | いじめ、不登校など、生徒指導上、特に配慮する必要があるとき | 必要な期間 | 学校長の意見書 |
| | 14 | その他、教育的配慮が必要であると認められる場合 | 必要な期間 | |

◎やむを得ない事由と認められる場合に、上記の基準により許可するものであり、必ず許可できるものではありません。